

【機密性 2】

令和元年 7月 3日

司法修習生 各位

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係

()

旅費及び宿泊費について

選択型実務修習プログラムの全国プログラム又は自己開拓プログラムにおける旅費及び宿泊費については、以下のとおりです。

なお、支給される旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号、以下「旅費法」という。）に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費の額となります。

【配布資料】

- 1 旅費及び宿泊費について（本書面）
- 2 管外出張計画書
- 3 管外出張計画書（記載例）
- 4 選択型実務修習までの滞在先届

1 支給する旅費の種類

原則として、鉄道賃等の交通費（※1）及び日当を支給します。ただし、旅費法の規定等に基づき、これらの全部又は一部を減額する場合や、宿泊を要する場合には宿泊料を支給する場合があります（※2）。

（※1）交通費についての注意事項

- 鉄道を利用するよりも航空機を利用する経路が最も経済的な通常の経路及び方法と認められた場合に限り、航空機が利用できます。ただし、公費による旅行のため、マイレージの取得はできません。
- 格安航空（LCC等）を利用した場合、運賃以外の各種料金（座席指定料、決裁手数料等）が支給されません。また、旅行代理店を通じて航空券を購入した場合、代理店に支払う手数料等は支給されません。
- タクシーを利用した場合、その乗車料金は原則支給されません。
- JRの往復割引（片道 600 km を超える場合に 1 割引になる。切符の有効期限に注意すること。）が適用される区間については、割引後の金額が支給されます。
- 特急料金は原則特急を利用する区間が一列車につき片道 100 km 以上の場合に限り支給されます。ただし、例外もありますので、御不明な点はお問い合わせください。
- 宿泊先から修習先までの交通費は、日額旅費（2 日以上の研修に類する目的のための旅行の際に交通費、宿泊費及び日当等に替えて支給される旅費）に含まれるため、支給されません。
- 修習先からさらに他の場所へ移動した場合の交通費は、支給されません（平成 30 年 11 月 15 日付け司法研修所発出「選択型実務修習に関する留意点」記第 4 の 1 の(1)）。

（※2）宿泊料についての注意事項

- 修習期間中の宿泊料は、原則、日額旅費（5,910 円、土日祝等の休日は 5,6

【機密性 2】

00円)に含まれます。ただし、例外として一定の要件を満たすと、日額旅費が指定解除となり、旅費法を上限とした実費(甲地方:8,700円(※1)、乙地方:7,800円(※2))を支給する場合があります。

日額旅費の指定解除には「宿泊先の検索結果中、最も安価な宿泊施設及び料金体系であること」を示す資料の提出が必要となります。①宿泊施設検索サイトにより用務地を検索範囲として設定し、検索した結果を最安値順に並び替えた画面を印刷したもの、②①で検索した結果、最安値宿泊施設以外を選定した場合は選定理由を記載した申述書を提出してください。

(※1) 東京都特別区、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市・川崎市・相模原市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市・堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県福岡市

(※2) 上記以外は乙地方

- 修習場所近郊にある実家や親戚等の居宅に宿泊した場合には、宿泊料は支給されず、休日の滞在に対する日額旅費も支給されません。
- ウィークリーマンションや、カプセルホテル、寮、民泊等を利用する場合、旅館業法第3条の許可を受け、かつ、第2条第2項及び第3項の旅館業の用に供する宿泊施設については、管外出張計画書提出時に、契約書等、同条の許可がある旨の疎明資料を添付してください。また、選択型実務修習終了後、領収書等、実際の支払実績のわかるものを提出してください。

同条の許可を受けていないウィークリーマンションやカプセルホテル、寮、民泊等を利用する場合には、下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合に該当し、宿泊料が減額されます。許可を受けていない場合の疎明資料や支払実績表示は不要です。

2 手続について

次のとおりです。提出期限を厳守してください。

(1) 管外出張計画書(配布資料2)の提出

提出期限は、7月17日(水)です。記載例(配布資料3)を参考に作成してください。

なお、以下のものを添付してください。

また、宿泊される場合は、パック商品のパンフレット、パソコン画面のハードコピー(インターネットで宿泊先を予約した場合)等の宿泊先が確認できる資料を提出してください。パック商品を利用する場合は、2つ以上のパック商品を比較し、できる限り安価な商品を選択してください(比較対象とした商品も参考添付してください。)。

おって、提出後に記載内容に変更等を生じた場合は、速やかに当係に連絡してください。

(添付書類)

○経路検索結果(「Yahoo!乗換案内」や「Google 乗換案内」で検索した結果を印刷したもので可)※①自由席・指定席の別(グリーン席は不可)②ICカード利用の有無を選択して経路検索をしてください。

また、③定期券利用区間のある場合には、経路検索結果の余白に明記してください。

(2) 選択型実務修習までの滞在先届

司法研修所での集合修習終了後からプログラム開始日まで、東京周辺に引き続き滞在する人のみ、提出してください。提出期限は、7月17日(水)です。

宿泊先の予約をしていない場合は、予定を記載して提出し、変更があった場合は、速やかに当係に申し出てください。

【機密性 2】

(3) 乗車券及び宿泊先の手配

各自で乗車券及び宿泊先を手配してください。

なお、国の各府省等の申合せにより、「旅費業務に関する標準マニュアル」(以下「標準マニュアル」という。)が策定され、裁判所においても同マニュアルに基づいた取扱いを行っています。司法修習生の旅費についても、これに準じた取扱いとなります。

標準マニュアルでは、乗車券の割引制度やパック商品(ビジネスパックのみ。観光や飲食を目的としたものは不可。)の活用を図るとされていることから、利用可能な場合は、これらの制度等を利用してください。

(4) プログラム終了後の提出物

プログラム終了後1週間以内に有料宿泊施設等の領収書原本※1(宛名は修習生名※2、宿泊期間※3が記載されたもの)を当係に提出してください。

なお、パック商品を利用した場合は、パック商品の領収書原本及び有料宿泊施設等の宿泊証明書(宛名は修習生名、宿泊期間が記載されたもの)を当係に提出してください。

航空機を使用した場合は、①領収書原本(eチケットを利用した場合、予約完了画面(金額を確認できるもの)を印刷した書面)及び②搭乗券の半券原本(搭乗券がない場合は、御搭乗案内又は搭乗証明書原本。)を提出してください。

領収書の内容に不備がなければ、当係が作成する旅行命令簿及び旅費請求書に記載及び押印をしていただき、手続を進めていきます。

なお、旅行命令簿及び旅費請求書は、管外出張計画書に基づき作成しますので、管外出張計画書の記載と異なる旅行は、原則として、修習のための旅行とは認められません。認められない場合には、計画書の記載と異なる旅程の旅費は支給されません。
やむを得ず異なる旅行をした場合は、申し出てください。

(※1) 領収書原本により、修習生本人が、当該有料宿泊施設に、事前に申請した旅程どおりの宿泊をし、領収書記載金額の支出をした旨を証明していただくことで、旅費の計算を行います。

(※2) 宛名を「大阪地裁」とした領収書を提出する方が多いので、注意してください。(宛名が修習生の領収書を再発行してもらうこととなります。)

(※3) 無断で私事旅行をし、宿泊期間の記載から判明したケースがありましたので、注意してください。

(5) 旅費の支給

導入修習・分野別実務修習参加のための旅費申告書に記載の金融機関口座に振込をします。口座の内容に変更がある場合は、申し出てください。

3 私事旅行について

修習のために公費を支出する旅行ですので、必要以外の前後泊、用務先以外の地への立ち寄りは原則認められません。

したがって、必要以外の宿泊をすることはできません(※1)。また、無断で私事旅行をした場合(※2)には、修習外の旅程についての旅費は支給されません。

(※1) 例：就職活動のために修習開始日の前々日に現地入りして前々泊した場合

【機密性 2】

は、私事旅行の結果として修習開始日に修習地に滞在していることから前泊の必要性が失われ、本来認められるはずであった前泊についても認められず、往路の正規の交通費及び前泊分の宿泊料が支給されなくなる。

(※ 2) 修習最終日の宿泊は原則的には認められず、自己都合により宿泊した場合には旅費が支給されないことになります。

例：プログラム終了日に修習先の事務所から修習関係者への挨拶回り（修習行事とは認められない。）をするよう指示されたため、挨拶回りをした結果、大阪への終電に間に合わなくなり、後泊した場合、復路の交通費及び宿泊費が支給されなくなる。